別表2―1の4の項の次に次のように足す。

					5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること
				5―1 断熱等性能等級	5―2 一次エネルギー消費量等級
等級1	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、建築基準法に定める対策が講じられている	等級（1、2、3又は4）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。	等級（1、2、3又は4）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。	等級（1、2、3又は4）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。	等級（1、2、3、4又は5）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。
等級0	その他				

		一戸建ての住宅又は共同住宅等	一戸建ての住宅又は共同住宅等
		断熱等性能等級	一次エネルギー消費量等級
等級4	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	等級4	等級5
等級3	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	等級3	等級4
等級2	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	等級2	等級3
等級1	その他	等級1	等級2

		外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		断熱等性能等級	一次エネルギー消費量等級
等級4	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	等級4	等級5
等級3	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	等級3	等級4
等級2	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	等級2	等級3
等級1	その他	等級1	等級2

		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	一次エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		一次エネルギー消費量等級	
等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる第4条第2項の規定により読み替えて適用する第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている	等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
等級4	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている	等級4	その他
等級3	その他		

			を MJ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。